

明るく住みよいまちをめざして

平成25年度 一般会計当初予算

58億8,500万円

平成25年度の一般会計・特別会計・水道事業会計予算をお知らせします。
福祉や教育の充実、活力あるまちづくりのための施策を進めていきます。

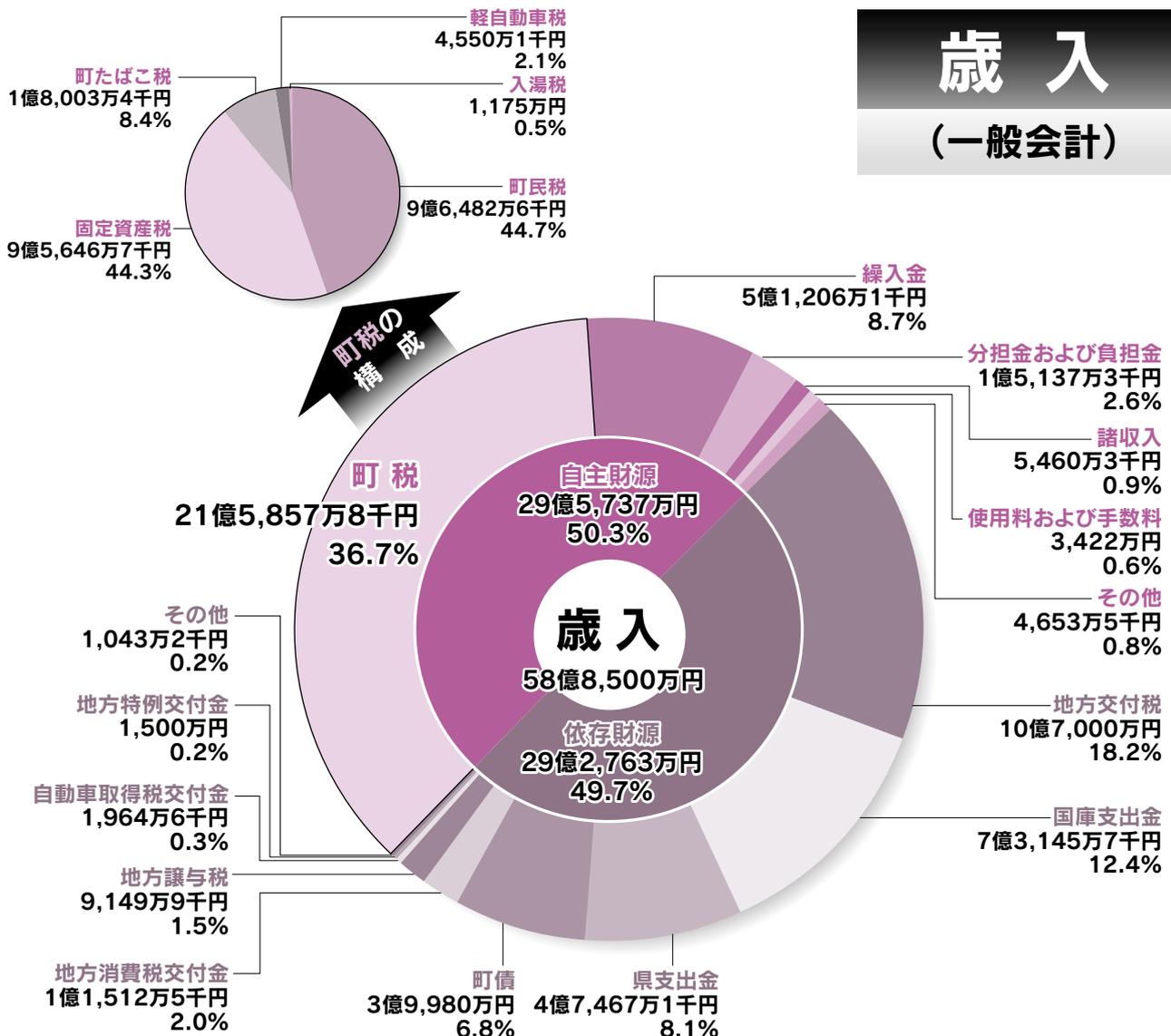
予算のあらまし

一般会計の予算総額は、58億8,500万円（前年度比5・6%の増となりました）。また、水道事業会計を除く特別会計の合計は、39億5,075万7千円で前年度比1・1%の増となりました。一般会計に特別会計を加えた合計では、98億3,575万7千円で前年度比3・7%の増となりました。

歳入（一般会計）

歳入の主なものとしては、町税が21億5,857万8千円（前年度比4・2%の増）で歳入の36・7%を占めます。町税を町民一人当たりで換算すると10万7,445円になります。次に、国から交付される地方交付税が10億7,000万円（前年度比2・7%の増）で、歳入の18・2%を占めます。その他に、国庫支出金が7億3,145万7千円（前年度比24・3%の増）、県支出金が4億7,467万1千円（前年度比2・2%の増）、町債（借入金）が3億9,980万円（前年度比8・9%の増）となっています。

歳入 (一般会計)



歳出（一般会計）

歳出を性質別に見てみると、扶助費（福祉・医療扶助など）が11億9,734万7千円（前年度比3・1%の増）、人件費が8億3,592万3千円（前年度比0・9%の増）、公債費（借入金返済）が5億8,877万8千円（前年度比15・1%の増）で、歳出に占めるこれら義務的経費の割合は43・2%です。

主要な事業では、少子化対策および子育て支援対策として、昨年度に引き続き児童手当支給分に4億2,030万円、妊婦健康診査に1,951万3千円、中学生までの通院および入院の医療費無料化など、医療費扶助を実施するため2億161万8千円。

子宮頸がん、小児肺炎球菌、ヒブワクチンなど予防接種費用として8,752万5千円を計上し、町民の健康増進対策に努めます。

また、青少年の健全育成活動の一環として、吉岡町・大樹町子ども交流事業に287万4千を計上しました。

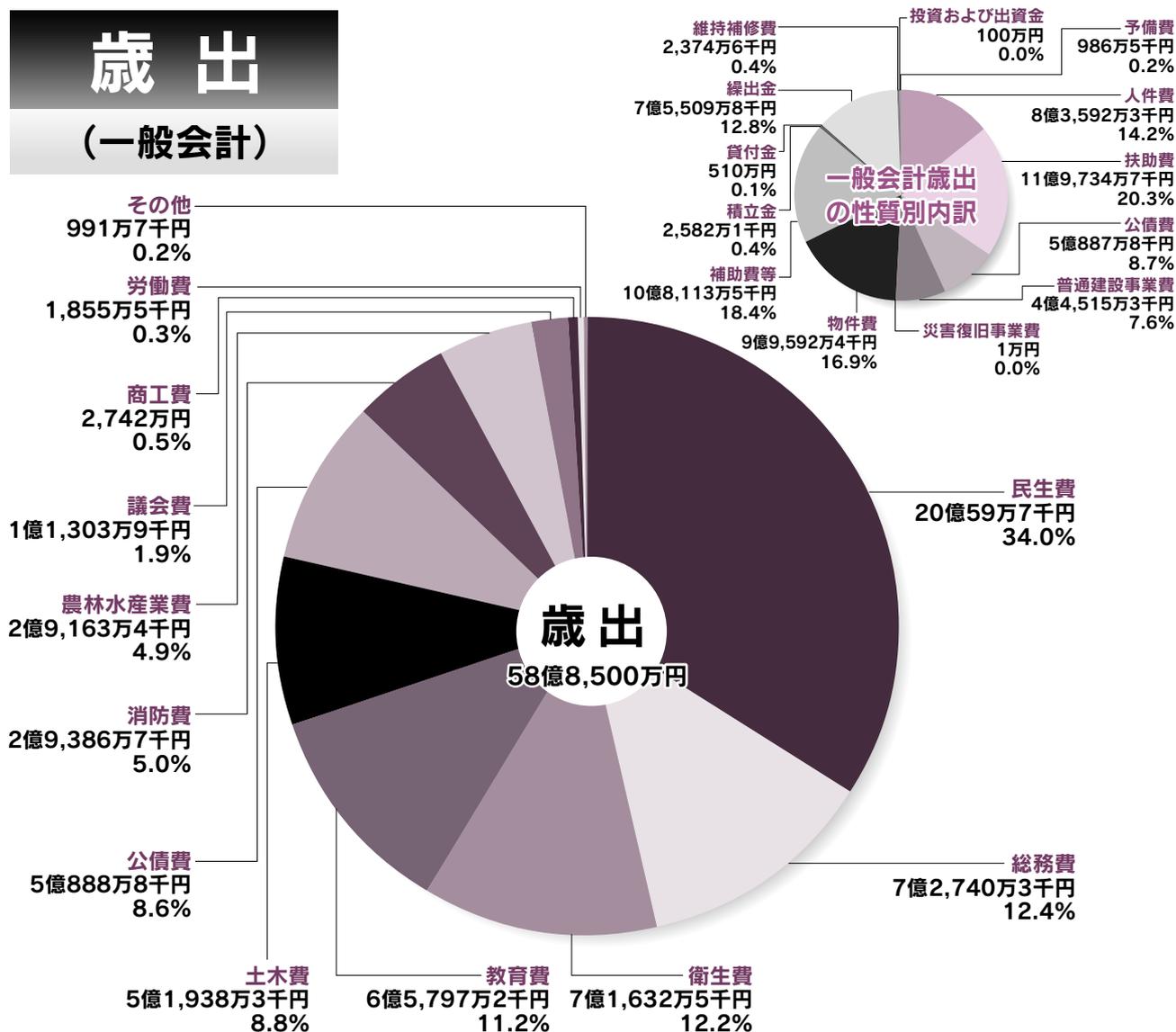


そのほか、住宅用太陽光発電システム設置補助金に600万円、再生可能エネルギービジョン作成業務に250万円、地中熱空調システム導入調査業務に185万円を計上し、新エネルギーの普及促進と町の特性に合わせた再生可能エネルギー導入のための調査を実施します。

投資的経費である普通建設事業費は、4億4,515万3千円（前年度比74・1%の増）となっています。主なものとしては、吉中南校舎防音改造および復温除湿設備設置事業に1億5,012万9千円、道路改良事業に4,365万1千円、昨年度に引き続き駒寄スマートインターチェンジ大型化に向けての実施設計業務委託負担金に1,250万円、南下城山防災公園の用地買収として1億3,000万円を計上しました。

歳出

（一般会計）



予算の主な使い道

☆印は新規事業 ★はH24からの繰越事業 (単位：千円)

◎まちづくり、道路等生活環境整備

道路交通安全施設工事	5,000
道路維持補修工事(道路舗装・側溝補修工事等)	25,700
★ 橋梁点検業務委託	(17,000)
町道新設改良工事(委託費、用地費、補償費含む)	43,651
交通連携業務調査委託料 (駅検討業務、駅調査報告書印刷)	2,500
駒寄スマートIC実施設計業務負担金	12,500
南下城山防災公園用地買収費	130,000
地籍調査費(陣場地区一部)	9,592
★ 本宿町営住宅屋上防水工事	(60,000)
水道事業会計繰出金	30,000
公共下水道事業特別会計繰出金	195,373
農業集落排水事業特別会計繰出金	118,790

◎民生、保健、福祉、衛生、消防・防災、環境

☆ 再生可能エネルギービジョン作成業務委託	2,500
☆ 地中熱空調システム導入調査業務委託	1,850
温泉無料招待券交付事業	8,702
敬老年金6,180千円・介護慰労金事業6,250千円	12,430
老人福祉センター指定管理委託料	19,230
障がい者自立支援費 (各種委託料、補助金、扶助費等)	232,687
障がい児支援費 (県からの事務移譲および一部障がい者自立支援費から移行)	17,832
医療福祉費 (子ども、母子・父子家庭、障がい者の医療扶助)	201,618
児童手当支給	420,300
保育所運営委託料	525,303
延長保育等各種補助金	27,720
学童クラブ指定管理委託料	12,999
☆ 民間学童クラブ利用者補助金	1,200
予防接種委託料 (子宮頸がん、小児肺炎球菌、ヒブワクチン等)	87,525
妊婦健康診査	19,513
よしおか健康No.1プロジェクト事業委託料	2,000
健康診査等委託料 (がん検診等各種健康診査委託費)	26,599
住宅用太陽光発電システム設置補助金	6,000
浄化槽設置整備事業費補助金 (浄化槽工口補助金含む)	6,128
☆ 消火栓補修工事	2,000
ごみ収集委託料 (自治会環境美化推進委託料含む)	40,115
資源ごみ回収事業補助金(補助単価:10円/kg)	5,391
介護保険事業特別会計繰出金	168,359
後期高齢者医療事業 (後期高齢者医療特会繰出金含む)	162,438
国民健康保険事業特別会計繰出金	198,842

◎産業・商業振興

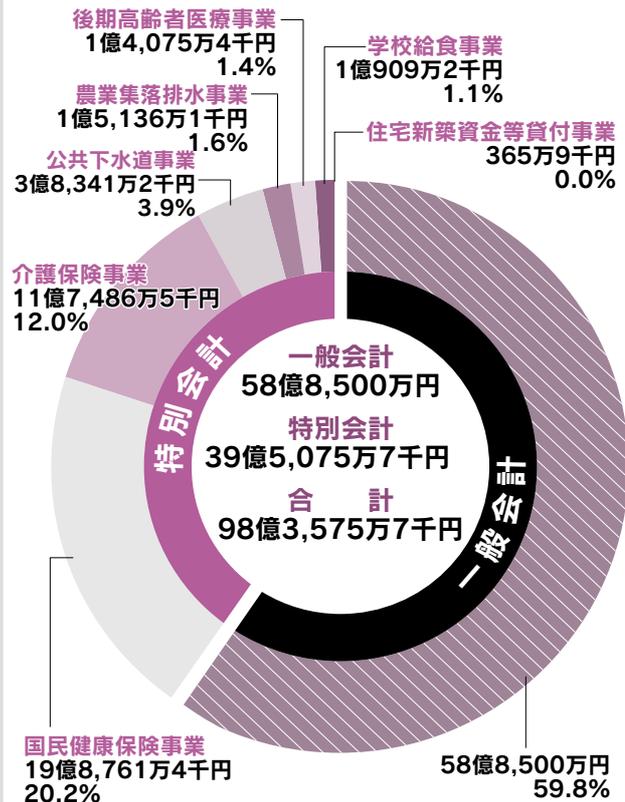
勤労者住宅資金利子補給	12,904
群馬用水事業各種負担金	23,432
渇水対策施設維持管理費	23,858
買い物代行サービス委託料 (緊急雇用創出基金事業)	4,701
商工会振興事業補助金	6,300

◎教育・文化

幼稚園就園奨励費	19,791
小学校内見守り指導員業務委託料	2,858
☆ 明小音楽室床改修工事	1,740
☆ 吉中南校舎防音改造及び複温除湿設備設置事業 (防衛補助事業) 監理業務委託2,520、設置工事147,609	150,129
★ 吉中北校舎エレベーター設置工事	(45,014)
☆ 吉岡町・大樹町子ども交流事業(旅費、委託料等)	2,874
図書館教養用品(本、DVD等購入費)	9,006
文化センター自主事業委託料(コンサート、寄席等)	5,240
☆ 八幡山公園用地調査業務等委託料	9,000

一般会計および特別会計

会計名	当初予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
一般会計	5,885,000	5.6	59.8
特別会計			
国民健康保険事業	1,987,614	1.9	20.2
介護保険事業	1,174,865	3.6	12.0
公共下水道事業	383,412	△ 7.8	3.9
農業集落排水事業	151,361	0.6	1.6
後期高齢者医療事業	140,754	△ 5.0	1.4
学校給食事業	109,092	2.2	1.1
住宅新築資金等貸付事業	3,659	33.6	0.0
計	9,835,757	3.7	100.0



水道事業会計

	当初予算額 (千円)	前年度比 (%)
収益的 収入	397,387	8.8
支出	390,136	3.0
資本的 収入	63,000	△ 28.2
支出	198,091	△ 14.0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額135,091千円は、当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額5,893千円、過年度分損益勘定留保資金129,198千円で補てんします。

平成25年度 町税・料金などの納付カレンダー

納付月	納期限 (口座振替日)	町県民税	固定 資産税	軽自動 車税	国民健康 保険税	介護 保険料	後期高齢 者医療 保険料	上下水道 使用料	下水道 受益者 負担金	その他	合計
4月	4月30日	—	1期	—	—	—	—	4月	—		
5月	5月31日	—	—	全期	—	—	—	5月	—		
6月	7月1日	1期	—	—	—	—	—	6月	1期		
7月	7月31日	—	2期	—	1期	1期	1期	7月	—		
8月	9月2日	2期	—	—	2期	2期	2期	8月	—		
9月	9月30日	3期	—	—	3期	3期	3期	9月	2期		
10月	10月31日	—	3期	—	4期	4期	4期	10月	—		
11月	12月2日	4期	—	—	5期	5期	5期	11月	—		
12月	税目などで 異なります	—	4期	—	6期	6期	6期	12月	3期		
		平成25年12月25日					平成26年1月6日				
1月	平成26年 1月31日	—	—	—	7期	7期	7期	1月	—		
2月	平成26年 2月28日	—	—	—	8期	8期	8期	2月	4期		
3月	平成26年 3月31日	—	—	—	9期	9期	9期	3月	—		

- ・現金納付の人は、納付書に記載の納付場所に納付書をご持参のうえ納付ください。
- ・注意！コンビニエンスストアでは納付書の発行日から1年間利用できます。
- ・口座振替日は、納期限の日となりますので、振替日前に残高のご確認をお願いします。

— 口座振替が便利です！ —

町税・料金などの納付には、納め忘れが少なく便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替は、振替希望口座の金融機関窓口でお申込みできます。

口座振替には、群馬銀行、北群馬川農業協同組合、ぐんまみらい信用組合、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、中央労働金庫、東和銀行、利根郡信用金庫、ゆうちょ銀行がご利用いただけます。

※内容などのお問合せは、各税目・料金の担当課までお願いします。



農業委員会からお知らせ

農地を転用する時は、 農地法の許可が

必要です！

一度、農地を農地以外に転用すると元に戻すことは原則できません。そのため、無計画な転用にならぬように農地転用を適切に行う必要があります。

町農業委員会では、農地の無断転用や荒廃、乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割が重要であるという観点から農地パトロールを実施しています。

農業委員が町内を巡回し、遊休農地の確認、調査、無断転用の早期発見、転用許可後の転用目的使用状況などの調査・確認を実施し、違反者に対しては原状回復命令などの指導を行います。

▼問合せ先

産業建設課農業委員会事務局

☎ 26・2280 (直通)

☎ 54・3111 (代表)

■農地転用とは

農地を農地以外（住宅、庭用地、店舗、資材置き場、駐車場など）に転換する行為。

■農地を転用する時は

農地を農地以外に利用するときには、農地転用許可が必要です。

※自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会にご相談ください。

■違反転用について

許可を受けずに農地の転用や農地改良を行う、許可目的どおりに利用しないなどの場合、工事の中止や工作物の撤去を命ずるなどの措置をとることがあります。また、違反した場合には、3年以下の懲役または300万円（法人は1億円）以下の罰金という厳しい罰則の適用もあります。

■農地の盛土について

窪地の農地を高くするため、建設残土などの搬入による農地改良が増加しています。農地改良には、届出や一時転用許可の手続きがあります。例えば建設残土などを利用する場合には一時転用の許可が必要です。

■転用に関係する他の法令との調整

農地の転用には、農地法以外に農振法（除外）、都市計画法（開発）などが関連しています。そのため、該当する他法令の許可が得られない場合には農地転用の許可は行われませんのでご注意ください。

■農地を相続により取得した場合

相続などにより農地を取得した場合には、農業委員会に届出が必要です。

■農地を耕作できない場合

農地を耕作できない場合には、農業委員会のあつせんを受けられることもできますのでご相談ください。

■農地を貸し借りする場合

農地を貸し借りする場合には、農地法または農業経営基盤強化促進法に基づく申請が必要となります。

農地法に基づく申請は毎月、農業経営基盤強化促進法に基づく申請は2月、9月の年2回と申請方法により内容や受け付け期間が異なります。詳しい内容については、事前にお問合わせください。

ご利用ください

農地農政相談

農業委員会では、月に一度、農地農政相談会を開いています。

農業委員が相談に乗りますのでお気軽にご利用ください。